

農耕トラクタの特殊車両通行許可の
エリア一括申請に係る説明会資料

農耕トラクタの特殊車両通行許可の エリア一括申請について

令和5年6月23日
北海道開発局 建設部
建設行政課

道路法の通行許可が必要な車両

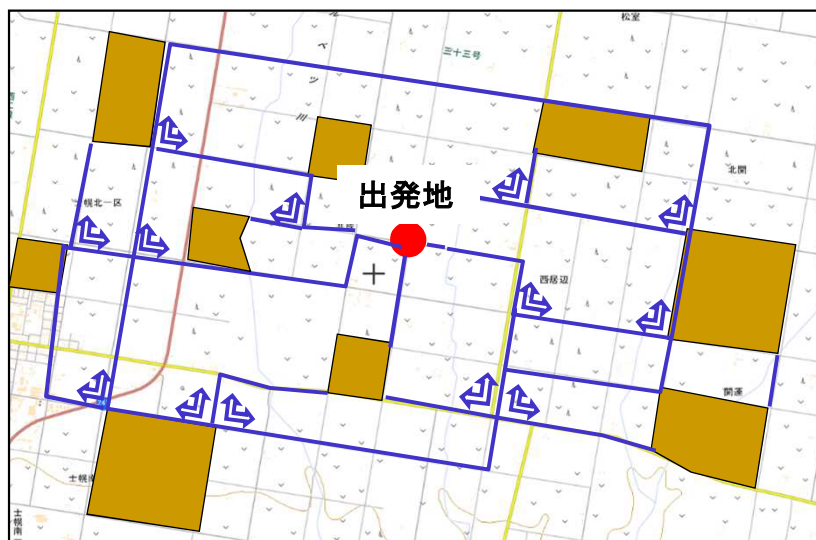
- 道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の寸法や重量の最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。
- 一般的制限値を1つでも超える車両が道路法上の道路(※)を通行する場合は、道路法の通行許可が必要です。この場合の車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。(※国道、道道、市町村道)

		一般的制限値 (最高限度)
寸 法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m (高さ指定道路は 4.1 m)
	最小回転半径	12.0 m
重 量	総重量	20.0t (高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m以上
	輪荷重	5.0 t

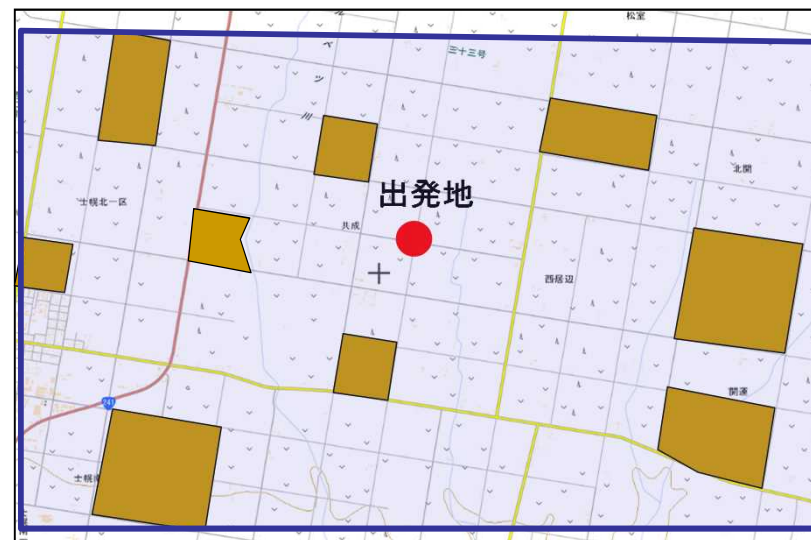
エリア一括申請のイメージ

○一般的制限値を超える車両が道路を通行する場合、当該車両を通行させようとする者は、道路管理者に、申請書に通行経路図及び通行経路表等必要な書類を添付して提出し、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

ただし、道路管理者は他の方法により当該書類の内容が確認することができるため、その添付の必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができます。



イメージ1: 通行経路図



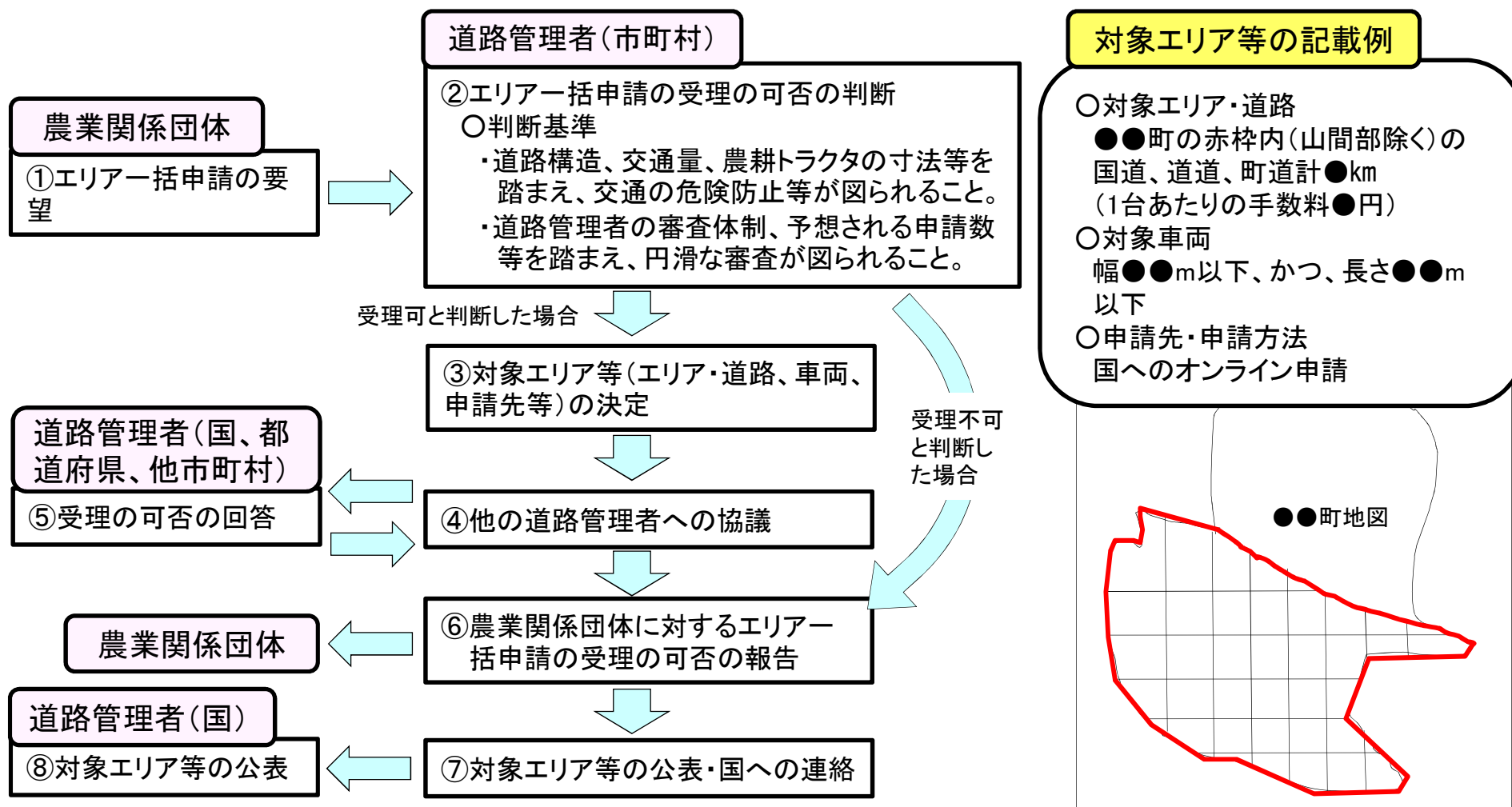
イメージ2: エリア一括申請

イメージ1: ほ場が点在しているため通行経路が複雑で、申請者は通行経路図の作成が困難

イメージ2: エリアで申請することで通行経路を示す必要がなくなり、申請者の負担は減る。一方、道路管理者は、エリア内の全ての道路の通行可否を審査することとなるため負担が増える。

エリア一括申請を行うためのフロー

○農耕トラクタの特殊車両通行許可について、道路管理者(市町村)の判断で、継続的にエリア一括申請(市町村が定めるエリア内の通行の許可を包括的に申請)を受理・審査することができることとし、道路管理者の判断基準、手続等が通知された(令和5年3月)。



エリア一括申請の手数料

○国土交通大臣が徴収するエリア一括申請の手数料の額

(1)国土交通大臣は、他の道路管理者の管理する道路にわたる申請を受理した場合には、車両制限令第16条の手数料(1通行経路ごとに200円)を徴収するものとする。

農耕トラクタのエリア一括申請については、通行経路数の算定の簡便化の観点から、対象エリアの対象道路の路線延長を26 km(農耕トラクタの平均許可経路延長(令和3年度国許可))で除した値(小数点以下切り捨て。ただし、路線延長26 km未満の場合は1とする。)を通行経路数とみなすものとする。

(2)手数料は、1台の車両に係る申請を1件として徴収するものとする。ただし、連結車の申請については、トラクタを単位として手数料を徴収するものとする。

【例】

- ・農耕トラクタ3台
- ・対象エリアの対象道路の路線延長が367km
- ・国道、道道及び町道を対象道路とするエリア一括申請を国が受理した場合

○農耕トラクタ3台 × 14 通行経路※ × 200 円/通行経路 = 8,400 円

※ $367 \text{ km} \div 26 \text{ km} = 14.1$ 通行経路

対象エリア等の公表

エリア一括申請を実施することとした場合、市町村道路管理者と国道路管理者は、対象エリア等をHPで公表します。

○対象エリア等

項目	内容
対象エリア（対象エリアが明示できる縮尺の地図に赤線でその対象エリアを表示）	●●道●●町の別紙「エリア申請マップ」の赤破線枠内のエリア
対象道路（国管理道路、都道府県管理道路、市町村管理道路の別）、対象道路の管理者、対象道路の路線延長	●●道●●町の別紙「エリア申請マップ」の赤線枠内のエリアの以下の全ての道路 <ul style="list-style-type: none"> ・国管理道路：路線延長●km ・道管理道路：路線延長●km ・町管理道路：路線延長●km 路線延長計●km 農耕トラクタ1台あたりの手数料 ●円
対象車両（機種、重量、寸法等）	農耕トラクタ、農作業機を装着した農耕トラクタ又は農作業用トレーラをけん引している農耕トラクタであって、幅●●m以下、かつ、長さ●●m以下の車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、農作業機を装着している場合にあっては当該農作業機を含み、農作業用トレーラをけん引している場合にあっては当該農作業用トレーラを含む。）
申請先・申請方法	北海道開発局札幌開発建設部へのオンライン申請 URL: https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/
その他道路管理者が必要と認める事項	—

